

リレーションシップバンキングの機能強化計画の要約

都留信用組合

1. 基本方針

当組合は昭和27年3月、山梨県認可第1号の信用組合として、創業の第1ページが開かれております。その当時、服裏地の滞貨に悩む多くの企業家の救済・援助を目的としてスタートした歴史を顧みる時、そこには一貫して脈打つ「地域のため、業者のため」という地域帰属の創立精神が、時代の変遷の中で引継がれながら、今日を築くに至ったのであります。『郷土のために生れた都留信用組合は郷土と共に発展する』この『地域共生』こそ創業の精神であり、地域信用組合の原点でもあります。

創立当初より協同組織金融機関として精神を基調に、常に「狭域高密度政策」と「地域貢献活動」の二つを、基本的な経営の柱としております。まず、狭域高密度政策の展開であります。山梨県東南部（郡内地方）地区に26店舗1出張所を配し、地方銀行と同等の占有率を維持し、むしろ融資業務においては、その占有率は上回っている状況であり、存在意義を認めて頂いていると自負しております。

これからも、お客様と親密な関係を、継続的に長く維持し、お客様に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出金の金融サービスの提供を通して、企業の再生・支援を図ると共に地域経済の発展に貢献・寄与し、また、策定した機能強化計画に則り、組合経営の健全性の確保と収益性の向上のために全力を傾注してこれに取り組むことといたします。

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考(計画の詳細)
			15年度	16年度	
I. 中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	当組合の融資部における審査態勢は、人員的には審査課7名(男6名女1名)代理業務課2名の計9名であります。しかし、常務理事が部長を兼務し、4名は稟議書の整理保管や移行中の不動産担保評価システムへのデータ入力とその検証作業に従事しており、実質的な審査は課長・副部長にて全店・全稟議書の審査を行っているのが実状であります。	(1) 融資部審査課のスタッフ増員を図ります。 (2) 担当者の各業界の現状把握と個別取引先の調査を行ないます。 (3) 審査能力向上のための研修会や勉強会を開催いたします。	(1) 融資部審査課のスタッフ増員を図ります。 (2) 担当者の各業界の現状把握と個別取引先の調査を行ないます。 (3) 審査能力向上のための研修会や勉強会を開催いたします。	(1) 平成15年度に引き続いて各業界の現状把握と個別取引先の調査を行ないます。 (2) 審査能力向上のための研修会や勉強会を開催いたします。	(1) 融資部審査課のスタッフ増員を図ります。課長クラスのスタッフを2名増員して、業種を3部門(工業部門・商業部門・個人部門)に区分し、課長を含めた3名で、業種別審査体制を構築いたします。 (2) 担当者の各業界の現状把握と個別取引先の調査を行ないます。大口取引先(与信額5,000万円以上)のリストを作成し、各営業店長とヒヤリングを実施し、取引方針・支援策等を立案いたします。定期的にヒヤリング・トレースを実施します。 (3) 審査能力向上のため営業店役付職員を中心に研修会や勉強会を開催いたします。
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本	産業クラスター計画とは、地域の産・学・官の広いネットワークにより地域から世界を目指す中小企業の新事業	(1) 「産業クラスターサポート会議」へ参画いたします。 (2) 山梨県富士工業	(1) 「産業クラスターサポート会議」へ参画いたします。 (2) 山梨県富士工	(1) 系統中央機関からの対応待ち、日本政策投資銀行との連携を図りま	(1) 山梨県信用保証協会との提携融資の開発・発売をいたします。 ① 商品名 地域共生ローン「オパール

<p>政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画</p>	<p>展開を支援する経済産業省の取りり組みであります。当組合といたしましても初めての試みですが本会議に参加して、創業・新事業支援を行っていきたくと考えます。</p>	<p>技術センターから情報収集いたします。</p> <p>(3) 山梨県信用保証協会との提携融資の開発・発売をいたします。</p> <p>(4) 山梨県制度融資を積極的に利用いたします。</p> <p>(5) 日本政策投資銀行との連携を図ります。</p>	<p>業技術センターから情報収集いたします。</p> <p>(3) 山梨県信用保証協会との提携融資の開発・発売をいたします。</p> <p>(4) 山梨県制度融資を積極的に利用いたします。</p>	<p>す。</p>	<p>(OPARL)」</p> <p>② 貸出対象 当組合テリトリー内で事業を営む法人(中小企業)または個人事業主で、山梨県信用保証協会の保証を受けられる方。</p> <p>③ 資金使途 運転資金</p> <p>④ 貸出期間 5年以内</p> <p>⑤ 貸出金額 1,000万円以内(月商の2ヶ月分以内)</p> <p>⑥ 貸出総枠 30億円(平成15年度は15億円を目標とします。)</p>
<p>(4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫との情報共有、協調投融資等連帯強化</p>	<p>現在はベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融資連帯等についての実績事例はございません。しかし、代理店業務を通して融資実績はございます。特に国民生活金融公庫は406件、2,602百万円の融資実績がございます。(平成15年3月期末現在)</p>	<p>(1) 政府系金融機関融資についての研修会を実施いたします。</p> <p>(2) プロパー融資と政府系金融機関融資の利点を合わせた協調融資を活用いたします。</p> <p>(3) 政府系金融機関融資について、代理業務担当者により3カ月毎に営業店の融資環境等のヒヤリングを開催し情報収集を行います。</p>	<p>(1) 政府系金融機関融資についての研修会を実施いたします。</p> <p>(2) プロパー融資と政府系金融機関融資の利点を合わせた協調融資を活用いたします。</p> <p>(3) 政府系金融機関融資について、代理業務担当者により3カ月毎に営業店の融資環境等のヒヤリングを開催し情報収集を行います。</p>	<p>平成15年度と同様政府系金融機関融資実行の分析により問題点や課題を洗い出し、対処策を策定いたします。</p>	<p>(1) 政府系金融機関融資についての研修会を開催いたします。政府系金融機関融資についての研修会を融資担当者および得意先担当者を対象に実施いたします。</p> <p>(2) プロパー融資と政府系金融機関融資の利点を合わせた協調融資を活用いたします。(商工組合中央金庫・国民生活金融公庫との業務連携)</p> <p>(3) 政府系金融機関融資について、代理業務担当者により3カ月毎に営業店の融資環境等のヒヤリングを開催し情報収集を行います。</p>
<p>(5) 中小企業支援センターの活用</p>	<p>地域の中小企業支援センターの機能として</p> <p>(1) 窓口相談機能</p> <p>(2) 専門家派遣機能</p> <p>(3) 事業可能性評価機能</p> <p>(4) セミナー・研修機能等</p> <p>を有し、中小企業金融</p>	<p>(1) 地域中小企業支援センターを理解いたします。</p> <p>(2) 若手経営者の会『鶴友懇話会』を核とした活動を展開いたします。</p> <p>(3) 地域中小企業支</p>	<p>(1) 地域中小企業支援センターを理解いたします。</p> <p>(2) 若手経営者の会『鶴友懇話会』を核とした活動を展開いたします。</p>	<p>(1) 地域中小企業支援センターを理解いたします。</p> <p>(2) 地域中小企業支援センターの事業内容等をPRいたします。</p>	<p>(1) 地域中小企業支援センターを理解いたします。支援センターの平成15年度事業計画書に基づき、同センターで定期的に行っている各種相談会・セミナー・講演会等について理解いたします。</p> <p>(2) 若手経営者の会『鶴友懇話会』を核とした活動を展開いたします。</p>

の再生に向けた取り組みを支援しております。
 現在当組合の営業区域内には、都留市に「郡内地域中小企業支援センター」が設置されておりますが、殆ど交流はなく、同センターの具体的活動内容すら把握していないのが現状であります。

援センターの事業内容等をPRいたします。

(3) 地域中小企業支援センターの事業内容等をPRいたします。

- す。
- ① 同センターの事業・活動内容を鶴友懇話会会員に紹介します
 - ② 鶴友懇話会で実施する講演会・セミナー等について講師派遣を要請いたします。
 - ③ 各営業店に同センターのパンフレット等を準備いたします。
 - ④ 融資等にあたり経営相談・情報収集等の必要があれば積極的に同センターを活用いたします。
- (3) 地域中小企業支援センターの事業内容等をPRいたします。同センターの事業内容等を、当組合のインターネット・ホームページへ掲載し情報発信を行います。

2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備

経営情報やビジネス・マッチング情報の提供という観点で見た場合、現在当組合には地元取引先中小企業経営者、特に二代目後継者などの若手経営者を主なメンバーとする「鶴友懇話会」という組織があり、この組織を通じて様々な活動を行っております。しかし、全体的な活動は年1回の著名人を招いての定期講演会であり、支部のボランティア活動等の自主的活動や会員相互の親睦を図ることに主眼を置いております。

(3) 要注意先債権等の

要注意先の債権管理については、現在は特に

- (1) ホームページに地元中小企業紹介ページを設けます。
- (2) ホームページを「サイバー・マーケット」に開放いたします。
- (3) 鶴友懇話会会員を中心とした地元中小企業経営者のメーリングリストを作成いたします。
- (4) 公的機関の情報提供の一元化（ネットワークの構築）

(1) 融資部に専門的組織として「企

- (1) ホームページに地元中小企業紹介ページを設けます。
- (2) ホームページを「サイバー・マーケット」に開放いたします。
- (3) 公的機関の情報提供の一元化（ネットワークの構築）

(1) 融資部に「企業支援推進

(1) 鶴友懇話会会員を中心とした地元中小企業経営者のメーリングリストを作成いたします。

(1) 融資部に専門的組織として

- (1) ホームページに地元中小企業紹介ページを設けます。一覧性のある地元中小企業紹介ページを設け、各企業から最新情報を提供して頂きます。
 - (2) ホームページを「サイバー・マーケット」に開放いたします。各企業の売りたい／買いたい・見たい／見せたい・聞きたい／聞かせたい等の情報を掲載する。特に地元スーパーマーケット等小売業者に対して、自分の店の特売・安売り情報等を掲載できるように開放いたします。
 - (3) 有益と思われる経営情報等を発信するためのメーリングリストを作成いたします。
 - (4) 公的機関の情報をホームページにより一元化（ネットワークの構築）を図り提供いたします。
- (1) 融資部に専門的組織として「企業支援推進室」を設置いたしま

健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表

融資取引において3カ月以上の延滞状況に陥ることのないように、また、運転資金の長期にわたる「転がし書替」を防止すべくキャッシュフロー分析により返済指導をしているのが現状であります。また、不良債権新規発生防止のための体制整備については、融資部から独立して管理部を新設し、暫時支店長経験者を配置し増員を図り、またブロック担当役員を配し、不良債権の新規発生防止に努めて参りました。これら施策の展開の中で債務者区分のランクアップが図れた事例もあります。これらの施策についての実績は公表しておりません。

(5) 「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力

現状では中小企業等の財務・経営管理能力向上を支援する「地域金融人材育成システム開発プログラム」等に参画はしておりませんが、動向については把握する必要があると考えております。

業支援推進室」を設置いたします。

- (2) 大口与信先の定期的な訪問活動を励行いたします。
- (3) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材を育成いたします。
- (4) 外部コンサルタント会社とアドバイザー契約を締結し、経営相談を開設いたします。
- (5) 取り組み実績をディスクロージャー誌、及びホームページで公表いたします。

- (1) 中小企業側の研修会に参画いたします。
- (2) 鶴友懇話会などと共同して経営セミナーを実施いたします。

室」を設置いたします。

- (2) 大口与信先の定期的な訪問活動を励行いたします。
- (3) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材を育成いたします。
- (4) 外部コンサルタント会社とアドバイザー契約を締結し、経営相談を開設いたします。
- (5) 取り組み実績の公表の準備作業を行いません。

- (1) 中小企業側の研修会に参画いたします。
- (2) 鶴友懇話会などと共同して経営セミナーを実施いたします。

「企業支援推進室」を設置いたします。

- (2) 大口与信先の定期的な訪問活動を励行いたします。
- (3) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材を育成いたします。
- (4) 外部コンサルタント会社とアドバイザー契約を締結し、経営相談を開設いたします。
- (5) 取り組み実績をディスクロージャー誌、及びホームページで公表いたします。

平成15年度と同様

す。再生・建て直しが可能な企業を峻別し、経営健全化を図り、また不良債権発生防止と債務者区分アップに取り組みます。

- (2) 大口与信先の定期的な訪問活動を励行いたします。大口与信先（基本的には3,000万円以上）には定期的（毎月1回以上）に部店長が訪問し、業況及びニーズをヒヤリングして、より精度な業況確認と情報を確保していきます。
- (3) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成いたします。
 - ① 職員の中小企業診断士養成課程（通信教育）受講への奨励および中小企業大学校に派遣いたします。
 - ② 現在の通信教育体系及びその補助金制度を見直します。
 - ③ 企業支援スキル向上のための内部研修会を実施いたします。
 - ④ 職員の中から選別して外部研修会に派遣いたします。
- (4) 外部コンサルタント会社とアドバイザー契約を締結し、経営相談を開設いたします。
- (5) 取り組み実績をディスクロージャー誌、及びホームページで公表いたします。
- (1) 中小企業側の研修会に参画いたします。中小企業側の研修情報入手、研修会への参画
- (2) 鶴友懇話会などと共同して経営セミナーを実施いたします。
 - ① 鶴友懇話会支部活動における、経営セミナー・研修会等の実施状況を確認いたします。
 - ② 鶴友懇話会役員による経営セミナー・研修会等の検

討、実施に積極的に関与いたします。

3. 早期事業再生に向けた積極的取組み

(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手

当組合の現状においては、債務者が過剰債務により延滞状況に陥った場合は、まず金利減免で一時的に延滞を解決し、その後返済条件の緩和から元金返済の猶予と段階が進んでいきます。破綻懸念先から破綻先への道を進み、貸倒引当金の積み増しを繰り返しながら、数年が経過した悪条件の中で、完全に手遅れ状態となり、企業再生の道は、ほぼ絶望的な状況の中で、法的手続きへと移行していくのが通例であります。

(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み

過剰債務に陥った企業の建て直しを目的として、投資家から集めた資金をそのような企業に投資するファンドのことであります。企業再生ファンドの組成の取組みについては、当組合の規模、業務的対応能力、組織、資金上の観点のいずれからしても不可能な業務であると認識いたしております。

(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用

デット・エクイティ・スワップ（DES）とは債務を株式に交換することをいい、また、DIPファイナンスとは、日本では民事再生法、会社更生法等の手続き申し立て後、再建

(1) 融資部に専門的組織として「企業支援推進室」を設置いたします。
(2) 大口与信先の定期的な訪問活動を励行いたします。
(3) 外部コンサルタント会社とアドバイザリー契約を締結し、経営相談を開設いたします。

(1) 企業再生ファンドシステムを研究いたします。
(2) 企業再生ファンド運営会社の事例を研究いたします。
(3) 当組合における該当可能取引先の洗い出しを行ないます。

(1) 融資部に「企業支援室」を設置いたします。
(2) 現在取り扱っている公的セクターの現状把握とその利用へのアプローチ方法を

(1) 融資部に専門的組織として「企業支援推進室」を設置いたします。
(2) 大口与信先の定期的な訪問活動を励行いたします。
(3) 外部コンサルタント会社とアドバイザリー契約を締結し、経営相談を開設いたします。

(1) 企業再生ファンドシステムを研究いたします。
(2) 企業再生ファンド運営会社の事例を研究いたします。
(3) 当組合における該当可能取引先の洗い出しを行ないます。

(1) 現在取り扱っている公的セクターの現状把握とその利用へのアプローチ方法を研究いたします。

(1) 融資部に専門的組織として「企業支援推進室」を設置いたします。
(2) 大口与信先の定期的な訪問活動を励行いたします。
(3) 外部コンサルタント会社とアドバイザリー契約を締結し、経営相談を開設いたします。

平成15年度と同様

(1) 融資部に「企業支援室」を設置いたします。

(1) 融資部に専門的組織として「企業支援推進室」を設置いたします。再生・建て直しが可能な企業を峻別し、早期に経営健全化を図るための支援に着手いたします。
(2) 大口与信先の定期的な訪問活動を励行させる。大口与信先（基本的には3,000万円以上）には定期的（毎月1回以上）に部長が訪問し、業況及びニーズをヒヤリングして、より精度な業況確認と情報を確保していきます。
(3) 外部コンサルタント会社とアドバイザリー契約を締結し、経営相談を開設いたします。

日本政策投資銀行主導によるファンド、RCCによる企業再生ファンドを利用・活用の道しかないとの認識であります。

(1) 融資部に「企業支援室」を設置いたします。DES、DIPファイナンスについては当面、このシステムをより勉強することが必要であり、また同時に当組合の該当者において、このシステムの利用・活用によって有効な企業再

	計画の認可決定までの融資のことを指します。当組合での現状は全く取扱いはありません。	研究いたしません。			生の道を辿れる可能性を追究しながら研究していきます。
(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用	現在、中小企業再生型信託は、整理回収機構(RCC)主体の取り組みがなされておりません。このシステムは、一時的には売却損は出るものの、二次的ロスもなく、債務免除という形をとらずに不良債権をバランスシートから落とすことができるため、不良債権処理の有効な手段と認識いたします。現在は取り組みがなされておりません。	(1) RCCと接触し本システムの方向性を研究いたします。 (2) 要注意先の中で特に要管理先と破綻懸念先の中から、このシステムの利用が出来る取引先を選別いたします。 (3) 『目きき研修』による人材の育成を図ります。	(1) RCCと接触し本システムの方向性を研究いたします。 (2) 要注意先の中で特に要管理先と破綻懸念先の中から、このシステムの利用が出来る取引先を選別いたします。 (3) 『目きき研修』による人材の育成を図ります。	(1) 要注意先の中で特に要管理先と破綻懸念先の中から、このシステムの利用が出来る取引先を選別いたします。 (2) 『目きき研修』による人材の育成を図ります。	(1) RCCと接触し本システムの方向性を研究いたします。 ① 当組合のメリット・デメリット ② 事務取扱い・処理手続き ③ 債務者の債務と担保の関係 (2) 要注意先の中で特に要管理先と破綻懸念先の中から、このシステムの利用が出来る取引先を洗い出し選別いたします。 ① 高度な専門的知識が必要となります。 ② 存続させる事業と撤退させる事業を選別し再生していきます。 ③ 撤退事業の整理計画書と存続事業の再生計画書を作成いたします。 (3) 『目きき研修』による人材の育成を図ります。 ・内部研修 ・外部研修派遣 ・OJT
(5) 産業再生機構の活用	産業再生機構は、国家的課題としての産業再生を担うため、金融界と産業界が一体となって設立され、活動が開始されております。しかし、この産業再生機構は大企業のサポートをメインとしており、当地方のような中小零細企業の再生までには及ばないと判断します。	(1) 産業再生機構のシステムを研究いたします。 (2) 当組合における該当可能取引先の洗い出しを行いません。	(1) 産業再生機構のシステムを研究いたします。 (2) 当組合における該当可能取引先の洗い出しを行いません。	平成15年度と同様	(1) 産業再生機構のシステムを研究いたします。 (2) 当組合における該当可能取引先の洗い出しを行いません。 ① 要管理先・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先リストを作成いたします。 ② 当該該当先の業況及び実態を把握いたします。
(6) 中小企業	平成15年4月の改正産	(1) 当組合若手経営	(1) 当組合若手経	平成15年度と同様	(1) 当組合若手経営者の鶴友懇話会

再生支援協議会への協力とその機能の活用

業再生法により、地方の中小企業再生の切り札として「中小企業再生支援協議会」が商工会議所や都道府県の中企業支援センター等に設置されることになりました。現段階では商工会議所や各地の商工会への関わりは、制度融資の斡旋・審査等でありま

者の鶴友懇話会を核とした活動を展開いたします。

- (2) 融資部が営業店と相談しながら、対象企業の選別を行ない、当該企業に中小企業再生支援協議会の活用を紹介いたします。
- (3) 中小企業再生支援協議会との連携を強化いたします。

営者の鶴友懇話会を核とした活動を展開いたします。

- (2) 融資部が営業店と相談しながら、対象企業の選別を行ない、当該企業に中小企業再生支援協議会の活用を紹介いたします。
- (3) 中小企業再生支援協議会との連携を強化いたします。

を核とした活動を展開いたします。事業・活動内容および機能を鶴友懇話会会員に紹介いたします。

- (2) 管理部が営業店と相談しながら、対象企業の選別を行ない、当該企業に中小企業再生支援協議会の活用を紹介いたします。
- (3) 中小企業再生支援協議会との連携を強化いたします。
 - ① 活動・事業内容や実状等を理解し、連携を強化する意味で同協議会を訪問し面談いたします。
 - ② 当組合職員を対象に同協議会の担当者を講師に依頼し、活動・事業内容や実状等について説明会を開催いたします。
 - ③ 紹介するにあたっては、当組合のインターネット・ホームページへ掲載いたします。
 - ④ 営業店に同協議会に関するパンフレット等を備え置きます。

4. 新しい中小企業金融への取組みの強化

- (1) ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等第三者保証の利用のあり方

当組合の現状においては、債務者ローンレビューの徹底については与信額3,000万円以上の取引先について、営業店長は定期的に訪問して、営業実態を把握し、担当ブロック役員に報告をしております。財務制限条項については設定いたしておりません。また、スコアリングモデルについては、個人・事業主を対象とした住宅ローンを

- (1) 融資審査体制を強化いたします。
- (2) 貸出契約に財務制限条項を検討いたします。
- (3) 信用格付制度の運用を再検討いたします。
- (4) スコアリングモデル（信用リスク調査採点表）を活用いたします。
- (5) 稟議書にキャッシュフロー表の

- (1) 融資審査体制を強化いたします。
- (2) 貸出契約に財務制限条項を検討いたします。
- (3) 信用格付制度の運用を再検討いたします。
- (4) スコアリングモデル（信用リスク調査採点表）を活用いたします。

平成15年度と同様

- (1) 融資審査体制を強化いたします。融資実行後の管理を徹底するには、人員配置が必要であり、常にその先の動きがわかる管理体制の構築が必要であります。
 - ① 融資審査担当者の増員を図ります。
 - ② 審査件数の分散化を図ります。
- (2) 貸出契約に財務制限条項を検討いたします。貸出先企業に対する財務の健全性維持の履行について、より強く努力を求めるために、貸出契約に財務制限条項を付加する様

はじめとする消費者ローンについて導入いたしました。担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図る観点から第三者保証の利用を過度にならないように営業店を指導しており、漸次営業店にその考え方が浸透できるものと思っております。

添付を検討いたします。
(6) 無担保・無保証融資を開発いたします。

- (5) 稟議書にキャッシュフロー表の添付を検討いたします。
- (6) 無担保・無保証融資を開発いたします。

- 検討いたします。
- (3) 信用格付制度の運用を再検討いたします。
- (4) 住宅ローンをはじめとする消費者ローンについては、スコアリングモデル（信用リスク調査採点表）を活用いたします。
- (5) 稟議書にキャッシュフロー表を添付することは、企業がキャッシュフローをどれだけ生み出せるかに着目することによって、貸出金の回収可能性を判断する有効な手段と考えます。
・運転資金・設備資金付表（キャッシュフロー表）の制定
- (6) 無担保・無保証融資を開発いたします。
『鶴友懇話会会員特別融資』発売

(3) 証券化等の取組み

中小企業を対象とした証券化については、基本的に貸出債権の証券化と中小企業が保有する売掛債権の証券化が挙げられますが、従来間接金融のみに携わってきた地方中小金融機関には全く馴染みのない領域であり、知識・ノウハウおよび販売チャンネルは皆無といっている状況にあります。

(1) 証券化等の研究担当者を選任し、研究いたします。

証券化等の研究担当者を選任し、研究いたします。

研究結果に基づいて、当組合としての証券化の可能性を見極め、その方針を定め、販売チャンネルの確立等の具体策を検討していきます。

- (1) 証券化等の研究担当者を選任し、研究いたします。
地方とりわけ当組合のテリトリー内では、売買市場や買い取り機関が全くなく、今後も設置される可能性がありません。そこで全信中協や先進の信金・信組で取り組んでいるところがあれば、その事例を研究し、また知識・ノウハウの習得に努めます。

(4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備

財務諸表の精度に関して、一定の条件を満たす中小企業に対して、審査手続きの簡素化、担保条件や金利で担保条件や金利での優遇措置を行なっている融資プログラムについては、それを意識して融資プログラムを設定しているわけではありませんが、過去の取引振りと支援の意味を考慮に入れて、創立50周年記念商品として個人向

- (1) 貸出審査能力のアップを図ります
- (2) 企業の業態把握を行ないます。自己査定 of 平準化作業の推進を図ります。
- (3) 信用リスクに応じた（リスク・プレミアム・レート）金利の設定を行ないます。
- (4) 新商品の開発・

- (1) 貸出審査能力のアップを図ります
- (2) 企業の業態把握を行ないます。自己査定 of 平準化作業の推進を図ります。
- (3) 信用リスクに応じた（リスク・プレミアム・レート）金利の設定を行ないます。

平成15年度と同様

- (1) 貸出審査能力のアップを図ります。
- (2) 企業の業態把握を行ないます。また同時に自己査定 of 平準化作業の推進を図ります。各債務者企業の財務諸表には現れない部分の実態把握に努め、債務者区分の下振れリスクを管理いたします。
- (3) 信用リスクに応じた（リスク・プレミアム・レート）金利の設定を行ないます。
法人・事業者向け貸出は「正常先」「要注意先」「要管理先」の3区分とし、個人向けローンは

けの住宅ローンと中小企業事業者向けローンが既に発売されております。また、本年度に山梨県信用保証協会との提携商品として、地域共生ローンおよび鶴友懇話会会員の限定商品ではありますが、無担保、無保証の特別融資も発売いたしました。また貸出金利の改定にあたっては信用リスクに応じた『リスクプレミアム主義』を導入しました。

(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用

現在の信用リスクデータの蓄積は貸出の自己査定結果、延滞状況の報告、管内手形交換所の不渡りによる取引停止処分者通知書、提携個人ローンの否決情報等のデータが蓄積され、また、個人信用情報センターへの照会により信用状況を把握しておりますが、当組合独自の一元化されたデータ蓄積がなされておられません。情報の重要性を再認識すると共に特にリスク管理の重要性が叫ばれている昨今、信用リスクデータの蓄積は不可欠であると考えます。

発売と既存商品の見直しを行ないます。

(5) 稟議書添付資料の見直しを行ないます。

- (1) 「情報共有化推進会議」を設置いたします。
- (2) 貸出先顧客のデータベースを整備いたします。
- (3) ポートフォリオの適正化を図ります。
- (4) 中小企業信用リスク情報データベースの活用を図ります。
- (5) 信用リスクに見合う貸出金利の設定を行ないます。

(4) 新商品の開発・発売と既存商品の見直しを行ないます。

(5) 稟議書添付資料の見直しを行ないます。

- (1) 「情報共有化推進会議」を設置いたします。
- (2) 貸出先顧客のデータベースを整備いたします。
- (3) ポートフォリオの適正化を図ります。
- (4) 信用リスクに見合う貸出金利の設定を行ないます。

- (1) 中小企業信用リスク情報データベース(CRD)との提携、SISでの新システムの構築等を検討いたします。
- (2) 貸出先顧客のデータベースを整備いたします。
- (3) ポートフォリオの適正化を図ります。

「特別貸付」「一般貸付」の2区分といたします。

(4) 新商品の開発・発売と既存商品の見直しを行ないます。

- ① 山梨県信用保証協会との提携による新型融資地域共生ローン「オパール」の発売
- ② 山梨県制度融資「経営支援緊急資金」の取り扱い
- ③ 住宅ローン「新生紀50アットホーム」の見直し
- ④ 事業者ローン「新生紀50サクセス」の見直し
- ⑤ 稟議書添付資料の見直しを行ないます。

- (1) 「情報共有化推進会議」を設置いたします。現在の保有の信用リスクデータを蓄積し、それを全店的に共有化を推進していく推進方法を検討していく会議であります。
- (2) 貸出先顧客のデータベースを整備いたします。審査業務の高度化については、信用リスク分析に必要な貸出先顧客のデータベースを整備し審査能力向上を図ります。
- (3) ポートフォリオの適正化を図ります。ポートフォリオの適正化については、金融機関の資産項目の中で、有価証券投資については当初からポートフォリオの概念が導入されておりましたが、貸出資産にもこの概念を適用すべきであります。
- (4) 中小企業信用リスク情報データベースの活用を図ります。
- (5) 信用リスクに見合う貸出金利の設定を行ないます。取引先の信用リスク分析の精緻化を反映して、それに応じた貸出金利の設定が必要となります。収益性確保の観点からも見直しを図ります。

5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化

(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債権者への説明態勢の整備

現在「金銭消費貸借契約証書」及び「保証意思確認書」については、条項の文言から『差入方式』が採用されており、担当者が取引先に口頭にて説明している状況であり、要求があれば手交しております。したがって各条項についての逐条解説書も作成されておられません。

- (1) 「金銭消費貸借契約証書」及び「保証意思確認書」の契約締結方式の検討を行ないます。
- (2) 逐条解説書の検討を行います。
- (3) 導入のための取扱い説明会を開催いたします。
- (4) 貸出事務手続を見直して、内部規定の整備を図ります。

- (1) 「金銭消費貸借契約証書」及び「保証意思確認書」の契約締結方式の検討を行ないます。
- (2) 逐条解説書の検討を行います。

- (1) 「金銭消費貸借契約証書」及び「保証意思確認書」の契約締結方式の検討を行ないます。
- (2) 逐条解説書を作成します。
- (3) 導入のための取扱い説明会を開催いたします。
- (4) 貸出事務手続を見直して、内部規定の整備を図ります。

- (1) 「金銭消費貸借契約証書」及び「保証意思確認書」の契約締結方式の検討を行ないます。
 - ① 既に導入している金融機関の情報収集を行ないません。
 - ② 条文検討とリーガルチェックを行ないます。
 - ③ 導入時期と既往貸出先への対応
- (2) 逐条解説書の検討を行います。
- (3) 導入のための取扱い説明会を開催いたします。
- (4) 貸出事務手続を見直して、内部規定の整備を図ります。

(2) 「地域金融円滑化会議」の設置・開催

平成15年6月20日、第1回「地域金融円滑化会議」が甲府財務事務所において開催され、当組合もこの会議に参加致しました。

- (1) 今後開催される「地域金融円滑化会議」に参加いたします。
- (2) 「地域金融円滑化会議」の参加報告会を開催いたします。

- (1) 今後開催される「地域金融円滑化会議」に参加いたします。
- (2) 「地域金融円滑化会議」の参加報告会を開催いたします。

平成15年度と同様

- (1) 今後開催される「地域金融円滑化会議」に参加いたします。開催予定
平成15年8月
平成16年2月
平成15年11月
- (2) 「地域金融円滑化会議」の参加報告会を開催いたします。この会議の目的・意義と説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化を図ることといたします。
①部店長会議 ②リスク管理委員会に報告いたします。

(3) 相談・苦情処理体制の強化

相談業務については現在「法律相談」・「年金相談」を開催し、地域のお客様の利便性を提供いたしております。

- (1) ディスクロージャー誌およびミニディスクロを発行いたします。

- (1) ディスクロージャー誌およびミニディスクロを発行いたします。

平成15年度と同様

- (1) ディスクロージャー誌およびミニディスクロを発行いたします。
① 部店長・次長を対象に決算説明会を開催いたします。

す。苦情の処理については、毎月開催の「リスク管理委員会」において、苦情1件ごとの発生状況・要因分析・再発防止策等の詳細な報告がなされており、また法令遵守に絡むものについては「コンプライアンス委員会」にも同様に報告しており、その再発防止策を図っております。

- (2) 明るい窓口づくりに励みます。
- (3) 金融商品販売法により「金融商品勧誘方針」の徹底を図ります。
- (4) 「苦情マニュアル」の見直しを図ります。
- (5) 組合内に「苦情・相談ホットライン」を設置いたします。
- (6) 各年度当初に策定されたコンプライアンス・プログラムにより、本部・営業店が部店内研修会を実施いたします。

- (2) 明るい窓口づくりに励みます。
- (3) 金融商品販売法により「金融商品勧誘方針」の徹底を図ります。
- (4) 「苦情マニュアル」の見直しを図ります。
- (5) 組合内に「苦情・相談ホットライン」を設置いたします。
- (6) 各年度当初に策定されたコンプライアンス・プログラムにより、本部・営業店が部店内研修会を実施いたします。

- (2) 明るい窓口づくりに励みます。
 - ① お客様の苦情（ニーズ）を直接聞くため、店頭に『ご意見番（目安箱）』を設置いたします。
 - ② 正確な事務処理を図るため、定期的に事務部事務管理課による臨店指導を実施いたします。
 - ③ 組合内集合研修「テラー養成研修会」を開催いたします。
 - ④ 営業店内OJT研修を活発化いたします。
- (3) 金融商品販売法により「金融商品勧誘方針」の徹底を図ります。
- (4) 平成14年5月制定された「苦情マニュアル」の見直しを行いません。
- (5) 山梨県信用組合協会内に「地区しんくみ苦情等相談所」が設置されました。当組合としても「苦情・相談ホットライン」を設置いたします。
- (6) 各年度当初に策定されたコンプライアンス・プログラムにより、本部・営業店が部店内研修会を実施いたします。
- (1) 公表手段・方法
インターネット・ホームページによります。
- (2) 公表の内容
アクションプログラムの全項目について、その概要を要約版として掲載いたします。
- (3) 公表時期
毎四半期末（6月・9月・12月・3月）の時点を目月に公表いたします。

6. 進捗状況の公表

地域の広範囲にわたる取引先を対象に、時代感覚にマッチした、しかもわかり易く、速報性のある手段により公表するものといたします。

- (1) 公表手段・方法
- (2) 公表の内容
- (3) 公表の時期

毎四半期末（9月・12月・3月）時点を翌月中に公表いたします。

毎四半期末（6月・9月・12月・3月）時点を翌月中に公表いたします。

II. 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み

1. 資産査定、信用リスク管理の強化

(1)① 適切な自己査定及び償却・引当の実施

適切な償却・引当を行うためには資産の自己査定を高め、正確を期すことが要求されております。また、資産の自己査定は経営の健全性を示す指標とされている自己資本比率算出のための準備作業としても、その正確性は重要なポイントであります。金融総合検査の指摘に基づいて自己査定基準書の外、各種関連規定・基準書の見直し、改定を実施し、この指摘に対処いたしました。

(1)② 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証

制定済の「担保物件取扱要領」に則り、評価の合理性と正確性を追求する中で評価を行っております。評価方法は路線価を優先して、

- (1) 平成14年度総合金融検査の指摘事項の補完と改善を図ります。
- (2) 自己査定作業の平準化（年中作業化）体制を構築いたします。
- (3) 説明会・研修会を実施いたします。
- (4) 債務者の綿密な実態調査を実施いたします。
- (5) 自己査定監査規程に則り、確実な検証体制を確立いたします。
- (6) 毎年度実施した自己査定と償却・引当の結果を踏まえて検証を行い各基準書・作業手順書及び関連手続きの見直しを実施いたします。
- (7) 査定作業スケジュール表を策定いたします。

- (1) 評価の効率性と標準化を目指します。
- (2) 担保処分実績のデータの蓄積を図ります。

- (1) 平成14年度総合金融検査の指摘事項の補完と改善を図ります。
- (2) 自己査定作業の平準化（年中作業化）体制を構築いたします。
- (3) 説明会・研修会を実施いたします。
- (4) 債務者の綿密な実態調査を実施いたします。
- (5) 自己査定監査規程に則り、確実な検証体制を確立いたします。
- (6) 毎年度実施した自己査定と償却・引当の結果を踏まえて検証を行い各基準書・作業手順書及び関連手続きの見直しを実施いたします。
- (7) 査定作業スケジュール表を策定いたします。

- (1) 開発した「担保物件自動評価システム」に手持ちデータ移行の完了を目指します。

平成15年度と同様

- (1) 融資部により担保処分実績、売買事例データの蓄積を図ります。
- (2) 建物標準価格

- (1) 平成14年度総合金融検査の指摘事項の整備・補完と改善を図ります。
- (2) 自己査定作業の平準化（年中作業化）体制を構築いたします。平準化作業に関わる資料及び手順について企画・立案し、それに基づいて集合研修及び臨店指導を実施いたします。
- (3) 説明会・研修会を実施いたします。
 - ① 自己査定作業平準化について
 - ② 「自己査定判定ポイントと資産内容の改善策」について
 - ③ 自己査定基準書、貸出金の査定作業手順書について
- (4) 債務者の綿密な実態調査を実施いたします。
- (5) 自己査定監査規程に則り確実な検証体制を確立いたします。
- (6) 毎年度実施した自己査定と償却・引当の結果を踏まえて検証を行い、各基準書・作業手順書及び関連手続きの見直しを実施いたします。

- (1) 評価の効率性と標準化を目指します。昨年度開発した「担保物件自動評価システム」に手持ちデータを早期に移行を完了し評価の効率性と標準化を目指します。

地価公示価格、基準地価、固定資産税評価証明、取引事例の順に評価を行っております。平成14年度においては特に広大地、旅館等評価の難しい物件や債務者区分が悪化し、より精度の評価を要求される物件に対し不動産鑑定士による鑑定価格を採用いたしました。

- (3) 建物標準価格表の見直しを行ないます。
- (4) 不動産鑑定士による鑑定を採用いたします。
- (5) 担保物件取扱要領の研修会を開催いたします。

- (2) 融資部により担保処分実績、売買事例データの蓄積を図ります。
- (3) 建物標準価格表の見直しを行ないます。
- (4) 不動産鑑定士による鑑定リストを作成し依頼いたします。
- (5) 担保物件取扱要領の研修会を開催いたします。

- (3) 不動産鑑定士による鑑定リストを作成し依頼いたします。
- (4) 担保物件取扱要領の研修会を開催いたします。

- (2) 担保処分実績のデータの蓄積を図ります。融資部により担保処分実績、売買事例（不動産業者の売買事例を含む）のデータの蓄積を図り、担保評価の合理性を検証します。
- (3) 建物標準価格表の見直しを行ないます。
- (4) 不動産鑑定士による鑑定を採用いたします。
- (5) 担保物件取扱要領の研修会を開催いたします。

(1)③ 金融再生法開示債権の保全状況の開示

金融再生法開示債権およびリスク管理債権の保全状況の開示については、不良債権区別に保全状況を開示する内容で、「ディスクロージャー基準」の改正を行い、平成14年度決算内容の開示分よりこれを適用することとし、本年7月に発行したディスクロージャー誌およびインターネット・ホームページに改正内容を反映しております。

金融再生法開示債権およびリスク管理債権の保全状況の開示については、ディスクロージャー基準に則り不良債権区別に保全状況を開示いたします。

不良債権区別に保全状況を開示いたします。

平成15年度と同様

不良債権区別に保全状況を開示いたします。

- (1) 開示の方法（手段）
 - ① ディスクロージャー誌
 - ② インターネット・ホームページ
- (2) 開示の内容
金融再生法開示債権およびリスク管理債権の保全状況
- (3) 開示の時期
毎決算期末（3月）現在を総代会終了後に可及的速やかに開示いたします。

2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上

(2) 信用リスクデータの蓄積債務者区分と統合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の

現在の信用リスクデータの蓄積は各種資料の保存を通して個別に管理はされているものの、当組合独自の一元化された蓄積がなされておりません。一元化された蓄積は不可欠であると認識いたしております。次に債務者区分と整合

- (1) 「情報共有化推進会議」を設置いたします。
- (2) 貸出先顧客のデータベースを整備いたします。
- (3) 信用格付制度の運用を再検討いたします。
- (4) 基準金利の見直しを行ないま

- (1) 「情報共有化推進会議」を設置いたします。
- (2) 貸出先顧客のデータベースを整備いたします。
- (3) 信用格付制度の運用を再検討いたしま

- (1) 情報共有化推進会議の決定内容に基づきデータを蓄積いたします。
- (2) 貸出先顧客のデータベースを整備いたします。
- (3) 再検討した信用格付制度に

- (1) 「情報共有化推進会議」を設置いたします。現在の保有の信用リスクデータを蓄積し、それを全店的に共有化を進めていくための組織であります。
- (2) 貸出先顧客のデータベースを整備いたします。審査業務の高度化については、信用リスク分析に必要な貸出先顧客のデータベースを整備し審

整備等

的な内部格付制度の構築であります。現在はS K Cセンターのシステムによりテストデータを入力して、その結果の検証を行ないましたが、実態に即していないとの判断により、運用は見合わせているところでありませす。金利設定は、一律テーブルレートの採用でありましたが、平成15年8月より債務者区分別のリスクプレミアムレートの設定を導入いたしております。

- (5) 信用リスクに応じた（リスクプレミアムレート）金利の設定を行ないませす。
- (6) 金利検討委員会を開催いたします

- (4) 基準金利の見直しを行ないませす。
- (5) 信用リスクに応じた（リスクプレミアムレート）金利の設定を行ないませす。
- (6) 金利検討委員会を開催いたします

- (4) テストデータを入力し検証いたします。
- (4) 金利検討委員会を開催いたします

- (3) 査能力向上を図ります。信用格付制度については、継続して整合性を検討し、テストデータを入力し検証いたします。
- (4) 基準金利の見直しを行ないませす。当組合の基準金利の見直しを行い従来の、長期プライムレートをベースにした金利体系から、預金調達原価率に一定のスプレット考慮したレートを検討いたします。
- (5) 信用リスクに応じた（リスク・プレミアム・レート）金利の設定を行ないませす。法人・事業者向け貸出は直近の自己査定判定結果により「正常先」「要注意先」「要管理先」の3区分とし、個人向けローンは信用調査採点表により評点の結果、「特別貸付」「一般貸付」の2区分といたします。
- (6) 金利検討委員会を開催いたします。（月1回月初に開催）

3. ガバナンスの強化

(2)① 半期開示の実施

半期情報開示にあたって本年度に入り、既に「ディスクロージャー基準」の改定を行い、全信中協通達文書「信用組合の情報開示に関する今後の対応について」で示された内容に添って半期開示の内容を盛り込みました。

積極的に半期開示を行います。

積極的に半期開示を行います。

平成15年度と同様

積極的に半期開示を行います。

- (1) 開示の方法
 - ・ インターネット・ホームページに掲載いたします。
 - ・ 読みにくい要素を排除した「わかり易く、簡素な」目に訴えるディスクロージャー誌（半期用）と作成いたします。

- (2) 開示の内容
 - 当組合の「ディスクロージャー基準」によりませす。

(2)② 外部監査の実施対象の拡大等

当組合の監査態勢は監査部における内部監査および監事による監事監査が定期的実施され、それに加えて協金法第5条の5の規定による特定信用組合としての法定会計監査（財務

- (1) 法定会計監査を継続いたします。
- (2) 監査法人と適用範囲を検討いたします。

- (1) 法定会計監査を継続いたします。
- (2) 監査法人と適用範囲を検討いたします。

平成15年度と同様

外部監査の重要性を認識し、引き続き法定監査として会計監査人の監査を受けませす。現在の適用範囲は内部統制と決算経理関係でありませすが、監査法人とよく話し合い、今後コンプライアンス、信用リスクを含めたリスク管理等まで適用範囲を拡大すべく検討することといたします。

書類の監査証明)を実施いたしております。法定会計監査人としては「新日本監査法人」を選定委託し、内部統制と決算経理関係の法定会計監査を受査しております。一応監査体制は整っております。

(2)③ 総代の選挙基準や選挙手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備

総代の選任は現在の定款第30条の定めるところにより、総代選挙規約に則って透明性を確保しながら公正に行われております。組合員の意見を反映させる仕組みは特に現在はありませんが、顧客の組織化を通してニーズや意見等を吸収しております。

(2)④ 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針一

現在中央機関(全信中協・全信組連)における経営モニタリング、経営相談・指導機能については、「信用組合経営安定支援制度」があり、基本的には「モニタリング制度」「監査・指導制度」「資本増強支援制度」の3つで構成されております。特にモニタリング制度については、各組合の経営資料をもとに各種経営分析を行ない経営上の問題点を把握する意味で非常に参考になっております。

4. 地域貢献に関する情報開示等

(1) 地域貢献に関する情報開示

当組合は創立当初より協同組織金融機関としての精神を基調に、常に「狭域高密度政策」

(1) 「総代連絡協議会」を設立いたします。
(2) 各営業店に「ご意見番(目安箱)」を設置いたします。

モニタリング制度による経営分析結果をALM委員会での検討資料とし、当組合の経営課題・問題点を認識し、今後の組合運営の指針といたします。

(1) 『地域貢献開示推進委員会』を設置いたします。

(1) 「総代連絡協議会」を設立いたします。
(2) 各営業店に「ご意見番(目安箱)」を設置いたします。

信用組合経営安定支援制度のモニタリング制度を中心に活用を図り、今後中央機関で新たな制度を創設した場合には、それらを積極的に活用を図って行くことといたします。

(1) 『地域貢献開示推進委員会』を15年12月までに設置

(1) 「総代連絡協議会」の活動を展開いたします。
(2) 各営業店の「ご意見番(目安箱)」からニーズを吸収いたします。

平成15年度と同様

『地域貢献開示推進委員会』で決定した内容に基づき具体的に活動いた

(1) 「総代連絡協議会」を設立いたします。
「総代連絡協議会」を設立し、まず組合経営の一翼(組合員の地域代表)として、組合の業務推進活動及び経理状況をよく理解して頂き、その立場にたつて側面的に組合経営全般にわたり支援して頂き、組合発展に資することを目的といたします。
(2) お客様からの意見を吸収するため、「ご意見番(目安箱)」を設置いたします。
監査・指導制度、資本増強支援制度については、自己資本比率の低下等で経営上に問題点がある信用組合に適用される制度であり、現在までのところ当組合においては活用の実績はございません。

(1) 本部・営業店(中央・南西・東部の各ブロックから代表)からなる『地域貢献開示推進委員会』を設置いたします。

と「地域貢献活動」の二つを、基本的な経営の柱としております。持続的に貢献するために、まず協同組織金融機関の本業であるべき金融機関業務を通じた地域貢献こそがあるべき姿の基本であると認識いたします。また、同時に企業住民として社会的な責任を果たすことも重要であります。既に取り組んでいます芸術・文化・スポーツの振興支援、福祉・環境保護なども継続してまいります。

(2) 情報開示手段を検討いたします。

し、具体的内容を検討します。

します。

(2) 情報開示手段を検討いたします。
・情報開示手段としては各種考えられますが、ディスクロージャー誌、ミニディスクロージャー誌、ホームページによる開示が有効である。

(2) インターネット・ホームページの充実とアンケート調査の手段としての電子メールを使用した送受信体制の整備を図る。

3. その他関連する取組み

項目

具体的な取組み

I. 1. (2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施

- (1) 融資部内に「企業支援推進室」を新設いたします。
地域経済の実態に応じて営業を拡大しようとしている企業へのタイムリーな資金供給や、経営状況が悪化し始めている企業に対する適切な経営指導等を行うため、融資部に「企業支援推進室」を新設いたします。
- (2) スキル向上のための研修会に派遣いたします。
「企業支援推進室」の担当者スタッフのスキル向上の観点から、業界団体が実施する通信講座「創業・新事業支援講座」や各種研修会に参加する。また、営業店融資担当者の中小企業支援スキルの向上を目的とした研修プログラムにも積極的に参加するほか、中小企業診断士等の資格取得を奨励いたします。
- (3) 公的資格の奨励とFP（ファイナンシャル・プランナー）を養成いたします。
本部・営業店の職員に対して中小企業診断士、税理士、ファイナンシャル・プランナー等の資格取得を奨励し本部・営業店の職員に対して中小企業診断士、税理士、ファイナンシャル・プランナー等の資格取得を奨励し、ファイナンシャル・プランナーについては、今後も継続的に奨励するとともに、全営業店に配置し、プランナーとして相談業務に対応します。
- (4) 「企業支援推進室」と営業店と連携しながら企業支援策を検討いたします。
「企業支援推進室」の担当者は、営業店と十分に連携し、経営改善の可能性のある債務者（企業）先を選定し、その支援策を検討いたします。
- (5) 上部団体が主催する研修会に職員を選定し、積極的に派遣いたします。
全信中協研修所（熱海市）における「企業再生支援講座」「創業・新事業支援&中小企業支援スキル向上講座」へ担当者を派遣いたします。
- (6) 中小企業大学校へ職員（希望・指名により1~2名）を派遣いたします。
中小企業診断士取得のため経済産業省の主宰する中小企業大学校へ派遣して（希望募集を含め）中小企業参断士の資格取得とそれを支援いたします。

I. 2. (4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施の向上を目的とした研修の実施

- (1) 中小企業支援スキルの向上を目的とした内部研修会を開催いたします。
講師 専門総合コンサルタント事業会社および担当部
内容 ・財務諸表分析力・自己査定ポイント（自己査定技法）・中小企業支援策（特定融資先の経営改善支援策）・企業格付
- (2) 全国信用組合中央協会で開催する「中小企業支援スキル向上講座」へ職員を派遣いたします。
- (3) 公的資格取得の奨励と「融資査定診断士」を養成いたします。

- ① 中小企業の支援における当組合の役割の中で、日常活動している営業マン（得意先係）の顧客に対する指導・育成能力は重要であり、その影響力は大なるものがあります。これからの営業マンは融資能力を核として、積極的な経営財務、創業支援のできる金融の総合的で専門性を持ったコンサルタントでなくてはなりません。企業再生のための支援、債務者区分のランクアップのための経営指導、その他企業経営のための法律・経理の相談業務を目指すリレーションシップバンキング構築のため「融資査定診断士」を養成いたします。
- ② 本部および営業店職員に「融資査定診断士」の資格取得はもとより、「中小企業診断士」・「税理士」・「ファイナンシャル・プランナー」・「司法書士」・「行政書士」・「宅地建物取引主任」・「社会保険労務士」・「労務管理士」等公的資格の取得を奨励し、その支援を行います。

I. 3. (7) 企業再生支援に関する人材（ターンアラウンド・スペシャリスト）の育成を目的とした研修の実施

- (1) 公的資格保有者で入組希望があれば採用いたします。事業再生に要する法律、税務、会計、経営等の幅広い知識と、具体的な事案をもとにした実務的、実践的経験を兼ね備えている人の育成が急務であります。しかし、これらの人材を育成するためには、相当な時間が必要であり、経費の負担増にもなります。これらの解決には、そのような資格保有者を直接採用することが早い解決策であります。このような資格をもったものを採用いたします。
- (2) 業種別審査スペシャリストを養成いたします。貸出における担保主義を是正し、財務分析やキャッシュ・フロー分析により返済財源を見極め、またその事業そのものや成長性・収益力・技術力・事業特性といった無形資産を正確に見据えた本来の融資能力を高めていく必要があると認識いたします。そこで、その融資能力の向上を図り、同時に業種別審査スペシャリストを養成いたします。
- (1) 各年度当初に策定されたコンプライアンス・プログラムにより、コンプライアンス・マニュアル等に基づいて、本部・営業店が部店内研修会を実施いたします。
（基本的には事例研究を週1回、朝礼時の15分程度の輪読研修を実施する）当該研修の実施状況について、リスク統括部が四半期サイクルで臨店及び実施報告書により検証いたします。
- (2) コンプライアンス・マニュアルを適時改定いたします。
法制改正、規程・内規の改定、規程・内規の制定、事例研究の追加等のタイミングにより、コンプライアンス・マニュアルの改定を行います。
- (3) コンプライアンス・オフィサーを養成いたします。
 - ① 現在の資格取得者・・・60名
 - ② 法令遵守担当者（各部店においては課長代理及び次長相当職）はオフィサー資格を必須条件といたします。
- (4) 「反社会的勢力等への対応要領」を制定いたします。
- (5) パート職員に対するコンプライアンス研修会を実施いたします。
- (6) 全職員を対象にコンプライアンス・チェックリストによる意識調査を実施し、そのフォローアップを推進いたします。
四半期毎に実施し、リスク統括部へ提出させます。
- (7) リスク統括部が四半期サイクルで臨店し、法令遵守の企業風土を醸成する啓蒙活動を推進いたします。
- (8) 監査部による監査の実施と定期的な店内照査を実施いたします。
- (9) 「コンプライアンス委員会」を開催いたします。
（問題点の解決策及び発生防止対策等の検討）

II. 5 法令等遵守
（コンプライアンス）
行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止